



平成 29 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
代表者名 代表取締役社長 リム・キム・リン
(コード：9704、東証第1部)
問合せ先 取締役CFO 佐藤 暢樹
(TEL. 03-3436-1860)

特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 16 日付「未解決となっていた改善措置に係る合意に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、改善項目のうち未解決であった（1）役員体制の刷新、（2）当時の経営陣への責任追及、（3）オーナーシップの問題に関して親会社であるファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド社（以下、「FEGA社」と言います。）および同社の代表であるデビッド・チュウ氏との合意に至りました。

その合意に基づき、改善項目のうちオーナーシップの問題に関して当社は、改善を完了すべく、平成 29 年 2 月 24 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 29 年 3 月 29 日に開催を予定している定時株主総会に特定の株主からの自己株式取得の件を付議することを、決議しましたので、お知らせいたします。

また、当時の経営陣の責任追及の進捗については、当該第 79 回定時株主総会の事業報告としてご説明する所存です。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、平成 28 年 12 月 16 日付「未解決となっていた改善措置に係る合意に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、社内調査委員会が取得した平成 26 年 12 月 31 日付株式価値算定書による霊園事業の評価額 113 億円（93.6 百万米ドル（2014 年 12 月 31 日時点の期末公示仲値 1 米ドル 120.55 円を使用。以下同様。））に基づき、霊園事業の運営会社の株式約 10%と FEGA社が保有する当社株式の約 10%とを交換することで、ファー・イースト・グループが保有する当社株式の保有比率を 51%から 41%に引き下げることで合意しております。

なお、当該合意に基づく一連の取引は、次の手順で行われることを予定しております。

- ① 市場価格により金銭を対価として行う自己株式取得の取引
- ② ①の対価と同価値の霊園事業の運営会社の株式を、当社子会社を通じ、金銭を対価として売却
- ③ ①と②の対価の相殺による清算

上記①として、当社は、会社法第 156 条第 1 項、第 160 条第 1 項および第 161 条の規定によ

り、同社との相対取引により自己株式 27,587,893 株を限度として取得することといたします。

なお、②として、上記霊園事業の評価額 113 億円 (93.6 百万米ドル) に基づき、本件取得価額の総額と同等の霊園事業の運営会社の株式数を算出した上で、当該運営会社の株式を F E G A社に譲渡することを 2017 年 4 月に予定しておりますが、当該②としての手法や日程等につきましては、その譲渡価額の適切性の評価を含め今後検討を行う予定であり、詳細が決定し次第開示いたします。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	27,587,893 株 (上限) (発行済株式総数に対する割合 9.98%)
(3) 株式の取得価額の総額	1,500,000,000 円
(4) 株式 1 株を取得するのと引き換えに交付する金額の算定方法	本定時株主総会開催日前日である平成 29 年 3 月 28 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の最終価格 (但し、同日に取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格)。
(5) 取得期間	平成 29 年 3 月 29 日～平成 30 年 3 月 28 日
(6) 取得先	クレディ スイス アーゲー ホンコン トラスト アカウント ファー イースト グローバル アジア アカウント ツー

(注) 上記の内容については、平成 29 年 3 月 29 日開催予定の当社株主総会において、特定の株主からの自己株式取得の件に関するお知らせ」が承認可決されることを条件といたします。

(注) クレディ スイス アーゲー ホンコン トラスト アカウント ファー イースト グローバル アジア アカウント ツーの実質株主はファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドであります。

(注) 決議にあたっては、取得先であるクレディ スイス アーゲー ホンコン トラスト アカウント ファー イースト グローバル アジア アカウント ツーの株式は、特別利害関係人の有する株式として、その決議において議決権を有しないとともに定足数に参入しません。

3. 取得先の概要

(1) 名称	ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド
(2) 所在地	Floor4, Willow House, Cricket Square, P. O. Box 2804, Grand Cayman KY1-1112, Cayman Islands
(3) 代表者の役職・氏名	取締役 デビッド・チュウ

(4) 事業内容	投資
(5) 資本金	39,080,942 米ドル

(注) 取得先の実質株主を記載しております。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性

本自己株式取得においては、ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドからの取得が予定されておりますが、同社は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条の 2 に定める支配株主その他施行規則で定める者に該当するため、本自己株式取得は、同条に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

当社は、本自己株式取得はファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドとの相対取引により行うものであり、改善措置のうちオーナーシップの問題の解決することを主たる目的として実施されることを確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、平成 29 年 2 月 24 日に取締役会を開催し、当該支配株主と利害関係のない取締役 4 名及び監査役 2 名（うち社外監査役 1 名）が参加の上、以下の内容を考慮して十分な審議を行い、決議に参加した取締役の全員一致により本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。

(2) 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」の適合状況について

当社が平成 28 年 9 月 29 日に開示いたしましたコーポレート・ガバナンスに関する報告書において示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引の適合状況は以下のとおりです。

同指針では、「当社では、現在、支配株主等との間に取引はなく、コーポレート・ガバナンスの観点から、支配株主等が当社に対し大きな影響を与える特別な関係にはありません。今後、取引が発生した場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件で実施するとともに、当社取締役会での審議を経たうえ、他の株主の利益を保護するよう適切に対応することとします。」と記載しております。

そのため当社は、本自己株式取得に係る交渉・意思決定過程の手續として、適宜、当該支配株主と利害関係のない取締役 4 名及び監査役 2 名（うち社外監査役 1 名）が十分な審議を行った上で、平成 29 年 2 月 24 日に取締役会を開催し、当該支配株主と利害関係のない取締役 5 名及び監査役 2 名（うち社外監査役 1 名）が参加の上、以下の内容を確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、決議に参加した取締役の全員一致により本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。

- (a) 本自己株式取得は特定の株主からの自己株式の取得として株主総会の特別決議により少数株主にも決議への参加の機会が確保されていること。

- (b) 少数株主にも一定の検討期間を与えた上で市場動向を見ながら本自己株取得の取得価額確定日までの市場での売却機会は確保されていること。
- (c) 本自己株式取得の取得価格の妥当性

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定に基づき、平成29年3月29日開催予定の定時株主総会に付議し特別決議での承認を前提として相対取引による自己株式の取得を行い、本定時株主総会開催日前日である平成29年3月28日の東京証券取引所一部市場における当社株式の最終価格（但し、同日に取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格）での本自己株式取得を行う予定です。なお、利益相反を回避するため、本自己株式取得の相手方となる予定であるファー・イースト・グループ役職員である当社取締役ホーン・チョン・タ氏、当社取締役デニス・チュウ氏および当社取締役ウィニー・チュウ ウィン クワン氏並びに当社監査役チェン・ワイハン・ボズウエル氏および当社監査役クラレンス・ウォン・カン・イェン氏は、特別利害関係人に該当するため、当社の立場において、上記平成29年2月24日開催の取締役会を含め、本自己株式取得に関する審議・検討手続には一切参加しておりません。

(4) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

さらに、当社は独立役員である社外監査役遠藤新治氏から、「(a) 本自己株式取得は、改善措置のうちオーナーシップの問題の解決することを主たる目的として実施され、特定株主比率の引き下げるとともに資本と経営の健全な分離をより進めることを目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b) 本自己株式取得に係る交渉・意思決定過程の手続は利益相反回避措置がとられ、手続は公正であると認められ、(c) 本自己株式取得は特定の株主からの自己株式の取得として株主総会の特別決議により少数株主にも決議への参加の機会が確保され、また東京証券取引所一部市場における当社株式の売買成立状況を勘案すればファー・イースト・グループ以外の株主にも一定の検討期間を与えた上で市場動向を見ながら本自己株取得の取得価額確定日までの市場での売却機会は確保されていると言え、その取引方法は妥当であり、(d) 本自己株式取得の取得価格は平成29年3月29日開催予定の当社定時株主総会の前日である平成29年3月28日における同市場の最終価格（但し、同日に取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格）と定められておりますので、その価格は妥当であり、(e) 上記(a)乃至(d)並びに平成28年9月29日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書に定める指針に沿って決定されていることを前提にすると、本自己株式取得は、当社の少数株主にとって不利益なものではない。」旨の意見書を本日付で取得しております。

したがって、本自己株式取得の実施は当社の少数株主にとって不利益ではないと判断しております。

5. 今後の見通し

今回の自己株式取得によってF E G A社が当社の親会社に該当しなくなる見込みであります。

以 上

(参考) 平成 28 年 12 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	276,358,934
自己株式数	173,794 株